

諮問庁：釜石市長

諮問日：令和2年6月30日（令和2年（処分）諮問第1号）

答申日：令和2年10月2日（令和2年（処分）答申第1号）

事件名：釜石市行政文書部分開示決定処分取消し事件

答 申 書

第1 審査会の結論

「艦砲戦災犠牲者特定調査に係る釜石製鉄所との協議結果について（報告）」及び「艦砲戦災犠牲者特定調査に係る釜石製鉄所の朝鮮人労働者の取扱いについて（報告）」（以下、併せて「本件各対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、釜石製鉄所の担当者の役職及び氏名以外の部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、釜石市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づく開示請求に対し、令和2年4月6日付け釜広発第4号により釜石市長（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件各対象文書に記載されている、日本製鉄株式会社の社員による回答そのものは、そこから個人を特定することは不可能であるため、条例第9条第1号に該当しない。

- (2) 本件各対象文書に記載されている内容は、公益性の高い韓国人犠牲者の追加認定に関わる情報であり、公開されることによって、「明らかに」法人の不利益につながることはおよそ考えられないため、条例第10条第1号に該当しない。
- (3) 日本製鉄株式会社は、「(1)鉄鋼の製造・販売」「(2)産業機械・装置、鋼構造物、水道設備等の製造・販売」等の事業を営む企業であり、韓国人犠牲者の追加認定に関わる情報が開示されたからといって、ただちに「明らかに」営業上の不利益が生じることはおよそ考えられないため、条例第10条第1号に該当しない。

第3 処分庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和2年3月30日付けで処分庁に対し、条例第6条第1項の規定に基づき、「韓国人犠牲者の艦砲戦災犠牲者認定に関わり、犠牲者特定委員会の確認事項（別紙，議事録参照）に基づく，日本製鉄株式会社（釜石製鉄所）に対する問い合わせに関係する一切の記録（文書に限定せず，電話，面接，メール等によるものを含む）。なお，本事案に関する釜石市役所内の意思決定に関わる記録，決裁文書，報告書，聞き取り録，協議の資料，担当者のメモ，メール等の電子情報を含む。」の開示請求を行った。
- (2) これに対し処分庁が，該当文書を本件各対象文書と特定した上で，原処分を行ったところ，審査請求人はこれを不服として，令和2年4月25日付けで本件審査請求を行ったものである。

2 処分庁としての考え方

本件審査請求について，本件各対象文書を部分開示とした原処分は妥当であると考えます。

3 理由

本件各対象文書は、当時の市担当者と釜石製鐵所担当者の口頭による応対を記録し、報告したものであり、正式な文書を取り交わしたものではない。新日鐵住金本社からの回答の結論については揺るがないものとして開示したものの、その他の応対部分に関しては、各個の所感が含まれていることは否定できないことから、全部開示することにより、当該法人に明らかに不利益を与える情報であると判断した。そのため、本件各対象文書の不開示部分は、条例第9条第1号及び条例第10条第1号に該当する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年6月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から弁明書及び反論書を收受
- ③ 同年7月9日 本件各対象文書の見分及び審議
- ④ 同月20日 事実の陳述及び審議
- ⑤ 同年8月5日 審査請求人から意見書を收受
- ⑥ 同月18日 審議
- ⑦ 同年9月17日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件各対象文書について、処分庁は、一部が条例第9条第1号及び同条例第10条第1号に該当するとして、一部不開示とする原処分を行い、処分庁は、原処分を妥当であるとしている。

このため、本件各対象文書の見分結果及び事実の陳述結果を踏まえ、以下、その不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性

(1) 釜石製鐵所の担当者の役職及び氏名

本件各対象文書には、釜石製鐵所の担当者の役職及び氏名が記載されている。

当該役職及び氏名については、条例第9条第1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。同号但書に該当する事情があるとは認められない。

したがって、釜石製鐵所の担当者の役職及び氏名については、不開示とすることが妥当である。

(2) その他の不開示部分

その他の不開示部分については、処分庁の担当者と釜石製鐵所の担当者との間の協議経緯及び結果並びに処分庁の今後の方針について記載されている。当該部分について、条例第9条第1号には明らかに該当しないため、条例第10条第1号に該当するか否かを検討する。

当該部分をみると、釜石製鐵所の担当者が、率直な意見を述べている部分が部分的に存在するとはいえるが、これをもって、法人に対して明らかに不利益を与えるとは考え難い。

また、原処分に関わった者の事実の陳述においても、漠然とした不利益が述べられるにとどまり、明らかに不利益を与えることを裏付ける事実は見られなかった。

そのため、条例第10条第1号には該当しないといえる。

3 原処分の妥当性

以上のことから、本件各対象文書につき、その一部を条例第9条第1号又は条例第10条第1号に該当するとして一部不開示とした原処分については、釜石製鐵所の担当者の役職及び氏名については条例第9条第1号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、その他の部分については、条例第10条第1号に該当するとは認められないので、開示すべきであると判

断した。

(釜石市情報公開、個人情報保護及び行政不服審査会)

委員 細川恵喜，委員 小井土祥子，委員 猪又信幸，委員 佐々木八重子